

障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

2013年（平成25年）2月18日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

（藤沢市障がい者介護給付費等支給審査会条例の一部改正）

第1条 藤沢市障がい者介護給付費等支給審査会条例（平成18年藤沢市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（藤沢市議会の議員その他非常勤等の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第2条 藤沢市議会の議員その他非常勤等の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年藤沢市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第3条 藤沢市議会の議員その他非常勤等の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

（藤沢市太陽の家（心身障がい者福祉センター）条例の一部改正）

第4条 藤沢市太陽の家（心身障がい者福祉センター）条例（昭和50年藤沢市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「自立支援

法」」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」）」に改める。

第5条中「自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

（藤沢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第5条 藤沢市消防団員等公務災害補償条例（昭和32年藤沢市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第6条 藤沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第6条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が制定され、障害者自立支援法の一部が改正されることに伴い、関係条例の規定の整備を行う必要による。